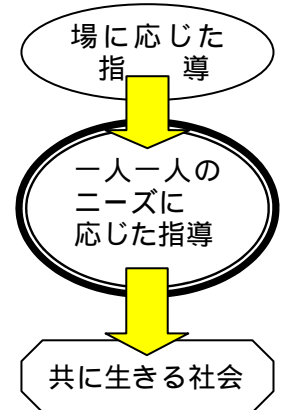


特別支援教育に関する基礎知識

(昨年度配布したリーフレットをもとに再度まとめたものです。)

～「特殊教育」から「特別支援教育」へ～

これまで我が国では、心身に障害のある子どもたちの教育を、盲・ろう・養護学校や心身障害学級など障害の種類ごとに分けられた教育の場で行ってきました。しかし、障害の重度・重複化の傾向が見られるようになってきたことや発達障害への対応が求められるようになってきたことなどから、特別な場で指導を行う「特殊教育」から、一人一人のニーズに合わせた支援を行う「特別支援教育」へと転換が図られることとなりました。



特別支援教育って？ 対象となる子どもたちは？

「特別支援教育」とは、これまでの心身障害教育（特殊教育）の対象とされてきた子どもたちだけでなく、通常の学級に在籍するLD(*1)、ADHD(*2)、高機能自閉症(*3)等を含めた障害のある子どもの自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズ(伸ばしていきたいこと等)を明らかにし、その子どものもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善したり克服したりするために、適切な指導や必要な支援を行うものです。

LD、ADHD等の子どもたちは、外見上、障害があるように見えません。しかし、本人は努力していても落ち着いて行動することが難しかったり、人との関係づくりが苦手だったり等、社会生活を送る上での困難さを抱えています。特別支援教育は、これらの子どもたちも対象として、特別な教育的な支援を行っていきます。



武蔵野市では、特別支援教育をどのように進めているのですか？

武蔵野市では特別支援教育を推進するため、「副籍」制度のほか、次のようなことにも取り組んでいます。

- (1) すべての市立小・中学校で、「**特別支援教育コーディネーター**」(教員)を指名し、「**校内委員会**」を設置しています。

*「特別支援教育コーディネーター」には、校内の先生方や関係機関(教育支援センターや通級指導学級、医療機関等)との連絡調整 **保護者の方に対する相談窓口** 担任の先生への支援 校内委員会の運営などという役割があります。

*「校内委員会」では、特別な支援が必要な子どもたちに対する支援の在り方を話し合い、全校体制で支援できるようにしていきます。

- (2) すべての市立小・中学校に、週1回、市の「**派遣相談員**」(臨床心理士)を配置しています。

*お子さんの発達等に関することで専門的なご相談をお受けすることもできますので、利用の仕方等については、直接学校にお尋ねください。

- (3) 障害のある子どもに対して、より専門的なきめ細かい支援を行うために、小学校7学級、中学校4学級の「**特別支援学級**」(昨年度まで「心身障害学級」と呼んでいました)を設置しています。また、スクールバスなど通学のための環境も整備しています。 *詳しくは、本年3月に配布したリーフレットをご覧ください。

<参考> 文部科学省は、次のように定義しています。

* 1 LD(学習障害)

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を示す。原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や環境的な要因が直接の原因となるものではない。

* 2 ADHD(注意欠陥/多動性障害)

年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすものである。

また、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。

* 3 高機能自閉症

3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。

中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。